

GLOBE

グローブ 2023年10月
移転開所記念号

115



(公財) 世界人権問題研究センター

公益財団法人世界人権問題研究センター 移転開所式・記念講演会

2023年10月11日



記念講演 鷺田清一先生

公益財団法人世界人権問題研究センターは、2023年10月に京都市立芸術大学の新キャンパスのA棟7階の学外連携・政策連携スペースに移転しました。

この移転開所を記念して、去る10月11日（水）に移転開所式及び記念講演会を開催しました。

当日の式典は、多くの来賓の方にご出席をいただき、西脇隆俊京都府知事、門川大作京都市長、石田宗久京都府議会議員（林正樹副議長代理出席）、西村義直京都市会議長からご祝辞をいただきました。

式典に引き続いての記念講演会は、鷺田清一前京都市立芸術大学理事長・学長を講師にお迎えし、『「多様性」という視点-その光と陰』をテーマにご講演いただきました。

GLOBE

GLOBE No. 115 2023.10 目次

グラビア	世界人権問題研究センター移転開所式・記念講演会…(表紙裏)
巻頭言	世界人権問題研究センターの移転と今後の展望…坂元 茂樹
メッセージ	センターの新たな門出を祝して…西脇 隆俊
メッセージ	文化を基軸に、人類の普遍的価値である 人権が尊重されるまちづくりを…門川 大作
特別寄稿	人新世の人権を考える…山極 壽一
連載	新・世界の人権はいま ―普遍的定期審査の現場から―(その五)…坂元 茂樹
エキスパート コメント	トランスジェンダー女性の トイレ使用をめぐる最高裁判決について…風間 孝
研究報告	裁判や人権問題を独自の視点で報じる 新興メディア「弁護士ドットコムニュース」…亀松 太郎
研究報告	京都の地域史料と 「個人所有古文書」調査・保存の意義と課題…秋元 せき
研究報告	「送還忌避者のうち本邦で出生した子ども」 在留特別許可に関する対応方針」について…村上 正直
研究報告	日本の宗教と性的マイノリティ…堀江 有里
研究報告	ソフトローとしての「ビジネスと人権」…吾郷 眞一
	22 20 18 16 14 12 10 6 5 4 2

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「コスモスばたけ」

■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構) 提供 ゆうだい 1998 年生まれ

世界人権問題研究センターの 移転と今後の展望



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

世界人権問題研究センターの移転の意義

公益財団法人世界人権問題研究センター（以下「世人研」という。）は、多様化する人権問題について新たな展開を図るとともに、府民・市民が人権について学び、交流する拠点となるため、本年一〇月開校の京都市立芸術大学新キャンパス内に移転しました。

人類の普遍的価値である人権の研究に取り組む世人研が、同大学新キャンパスの立地する崇仁地域に移転することで、文化庁の京都移転と相まって、文化芸術と人権を基軸とした京都のまちづくりと融合し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある魅

力あふれる京都の未来を創造し、国内外に交流・発信する人権の拠点としての役割を担ってまいります。

京都市立芸術大学・柳原銀行記念資料館とともに―地域と連携した融合研究

世人研は、移転後の新たな取組として、京都市立芸術大学の学生やアーティストとの交流を通して、彼らの新たな視点を取り入れつつ、現代に生起する多様な人権課題に対して、学際的なアプローチに基づきなお一層研究を活性化します。また、研究機関であると同時に崇仁地域の一員となる世人研は、今後、様々な形で地域との連携を模索したいと考えています。例えば、世人研が誇る研究者らが、崇仁地域という地域で培ってきた人権を守る取組に参画し、芸術文化と人権尊重を持つ社会包摂の力を活かした取組を展開します。さらには、京都市立芸術大学の芸術資源研究センターや柳原銀行記念資料館とともに、地域の文化・歴史資源の保存・活用など、地域住民と協働した研究活動に取り組めます。

総合地球環境学研究所との連携

国連総会で、二〇一五年に「持続可能な発展のための二〇三〇アジェンダ」決議が採択されたのは、気候変動、生物圏の変化（遺伝的多様性の減少、種・生態系多様性の減少）、土地利用の変化、淡水利用量の増大、海洋の酸性化、生物化学的循環（リン負荷、窒素負荷）、成層圏オゾンの減少、新しい化学物質などの問題に対処し、地球システムを維持するための新たなパラダイムの緊急の必要性があるとの「惑星限界 (Planetary Boundaries)」の認識に基づいています。こうした事態に対応するために二〇一三年から始まったのが科学者らのグローバル・ネットワークによる、より持続的な惑星のための革新的共同研究プログラム「未来の地球 (Future Earth)」であり、地球の社会・経済・環境における持続可能性を考えるのが国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

そこで、世人研は、「地球環境は広い意味における人間の文化の問題である」ととらえる総合地球環境学研究所と連携し、学外連携・政策連携スペースを活用した事業の共同企画や共催等に取り組みます。これらの

活動を通じて、「人権・芸術・環境」の望ましい融合の核として世人研を発展させていきます。

府民・市民に開かれた「人権大学」のキャンパスとしての新フロアー

世人研は、移転先となるフロアー全体を府民・市民に開かれた「人権大学」のキャンパスと位置づけ、府民・市民が人権について学び、交流できる身近で開かれた拠点とします。

このキャンパスでは、人権図書室を府民・市民に開放し、多目的スペースやミーティングルーム、展示スペースを活用し、人権大学講座や研究報告会など世人研の研究成果の還元や人権啓発活動・人権研修を開催します。府市の人権施策の広報、地域住民やNPO等と連携・協働した人権を守る取組の推進等を効果的に実施していきます。

これらの新たな世界人権問題研究センターの活動にご期待いただくとともに、こうした目標達成のために府民・市民のみなさまのご理解とご協力を切に願います。

センターの新たな門出を祝して



京都府知事

西脇 隆俊

公益財団法人世界人権問題研究センターが、京都市立芸術大学内に移転され、新たな拠点を開所されましたことを心からお祝い申し上げます。

世界人権問題研究センターは、平成六年一月、平安建都千二百年を記念して設立されて以来、同和問題、在日外国人や女性の人権問題など幅広く多彩な研究に取り組み、内外で高い評価を得てこられたところです。これもひとえに、坂元茂樹理事長をはじめ、研究員や歴代の関係の皆様による調査・研究への御熱意と不断の御尽力によるものであり、深く敬意を表します。

さて、人権の状況に目を向けますと、インターネット上の差別的な情報や同和問題、LGBTなど性的少数者の方々に対する偏見や差別、学校でのいじめや子ども・

高齢者に対する虐待などの問題が依然として生じております。こうした中、今年の六月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆる「LGBT法」が公布・施行されました。今後、同法に基づき、国において基本計画が定められ、国、地方公共団体、事業主等が連携して様々な施策に取り組んでいくこととなります。

京都府では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりを進めていくこととしており、世界人権問題研究センターの役割は、今後さらに大きくなると考えております。

これまで多くの成果を挙げてこられた調査・研究に引き続き取り組んでいただきますとともに、大学という新たな拠点のメリットを最大限活かし、学生や教員をはじめ、総合地球環境学研究所や企業などと連携した共同研究や取組を展開され、その成果を広く発信することで、人権問題への正しい理解を一層促進していただきますことを心から期待しております。

結びに当たり、世界人権問題研究センターが今回の新たな門出を機にますます発展され、優れた研究成果を残されますとともに、関係の皆様への御健勝を祈念申し上げます。開所に寄せるお祝いの言葉といたします。

文化を基軸に、人類の普遍的価値である人権が尊重されるまちづくりを



京都市長

門川 大作

人類の歴史は人権確立の歴史であり、また、そうあらねばならないと思います。

しかし、今日、世界の至る所で分断と対立が生じ、最大の人権侵害である戦争が起こり、更には地球温暖化など環境破壊も深刻です。

千年を超える京都の歴史は、「平安京」として、平和、安寧、自然との共生を求め続けてきた歴史でもありません。日本初の人権宣言とされる「全国水平社創立宣言」も、ここ京都で誕生しました。また、京都市では昭和五三年に「世界文化自由都市宣言」を高らかに宣言。そして平成六年には、世界人権問題研究センターが平安建都一二〇〇年を記念して設立、以来、アジア初の人権問題研究機関として国内外からの高い評価を得て、今日ではSDGsの啓発にも御尽力。坂元茂樹理事長をはじめ、御尽力の皆様に感謝とともに敬意を表します。

さて、京都市に機能を強化した新・文化庁が移転、一五〇年ぶりに京都が日本の文化の都になりました。文化の力で地方創生、全国を元気に。さらにより世界に貢

献する。政府の英断に感謝するとともに、責任の重さも実感しています。

そういった中で、京都市では、一層文化を基軸とした都市経営に魂を入れようと、日本で最も伝統のある京都市立芸術大学が京都駅東部エリア・崇仁地域に全面的に移転するなど、全市において取組を深化させています。

京都芸大は、「テラスのような大学」という理念を明確にされ、より開かれた大学へと、学外連携・政策連携スペースを設置。そこに世界人権問題研究センターが移転、さらに、総合地球環境学研究所も活用されます。幅広い主体が社会課題の解決に向け一層連携される、まさに偉大な御英断であります。

文化とは何か。多様な解釈がありますが、根源的には、多様性と包摂性を大切に、自然と共生し、環境と調和する持続可能な社会を目指すことだと思います。

文化・人権・環境、持続可能な社会。崇仁地域に移転した京都芸大と、世界人権問題研究センター、さらに総合地球環境学研究所等の様々な主体による総合的な取組があらゆる社会課題の解決に貢献する、人権問題への洞察が「誰一人取り残さない」SDGsの達成に貢献されることを確信します。

世界に視野を向けると、こうしたSDGsの取組、エシカル消費、ESG投資、人権と環境など、深い洞察の下に多くの皆様と取組を進められています。

その一方で、武力でもって他国や地域を侵略する、自己中心的で覇権主義的な動き、歴史を一〇〇年、二〇〇年も戻すような危険な動きがあります。人権と平和、環境を大切に、誰一人取り残さないという動きとどちらが大きくなるか。世界人権問題研究センターと京都芸大をはじめ、皆さんとともに取り組んでまいります。

人新世の人権を考える



大学共同利用機関法人
人間文化研究機構
総合地球環境学研究所 所長

山極 壽一

はじめに

『ゴリラ裁判の日』（須藤古都離著、KODANSHA）という本が今年の三月に出版された。主役はカメルーンの森に暮らすメスゴリラで、野生のゴリラに手話を教える心理学者にローズと名付けられた。あるとき、ゴリラどうしの騒動に巻き込まれ、心理学者に誘われてアメリカの動物園で暮らすことになる。そこでうっかり柵の中に落ちた人間の子どもを引きずり回したオスゴリラが射殺される。ローズは射殺が不当と訴えて裁判を起す。その際の弁護士の手舌が振るっている。「ゴリラにも人権がある」と言うのだ。第二次大戦後の一九四八年

に定められた世界人権宣言は三〇条にわたって人間の権利を謳っている。その第一条には、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と記されている。しかし、人間の定義はどこにも書かれていない。私たちは当たり前のように、ゴリラは人間と違うと思っているが、果たして決定的な違いはあるのか。「言葉をしやべるのが人間である」と言っても、ローズは手話で人間と会話ができるし、言葉が不自由な人間だっている。「二足歩行をするのが人間である」と言っても、車いすが欠かせない人間だっている。「脳が大きく、知能が高いのが人間である」と言っても、小頭症や知的障害を持った人々は人間ではないのか。考えてみると、ゴリラを人間と明確に区別できる基準などないのだ。これは小説であるが、事件は二〇一六年にアメリカのシンシナティ動物園で実際に起きている。オスの行動をめぐって、「三歳の子どもと遊ぼうとしていただけで、危険はなかった」という意見と、「ゴリラの力は強大なので、放っておけば子どもに命に危険があった」という意見に分かれて論争になった。結果は、射殺はやむを得ない措置だったという判断が下された。でも、私は前者の意見を支持する。それは、これまで野

生のゴリラと四〇年以上にわたって交流した経験から、ゴリラは人間に配慮し仲間として付き合う能力があることを知っているからだ。

二〇〇一年にピーター・シンガーとパオラ・カヴァリエリが編集した『大型類人猿の権利宣言』（昭和堂）という本が出版された。これは、大型類人猿（オランウータン、ゴリラ、チンパンジー）が人間と同じヒト科 *Hominidae* に分類されることから、人間に準じる三つの権利（生存への権利、個体の自由の権利、拷問の禁止）を認めるべきだという宣言である。近年まで大型類人猿は人間に近いと理由で医学などの実験材料にされ、人間では拷問とされる過酷な扱いを受けてきた。それを禁止しようという呼びかけで、世界中で次々に実験が中止された。日本でも肝炎の実験材料とされてきたチンパンジーが解放され、熊本の霊長類センターで幸せな老後を送っている。この動きは大型類人猿だけでなく、他の動物種にも徐々に広がりつつある。

進化と差別

なぜこの小説と事件を最初に取り上げたかと言うと、私たち人間の歴史には人間や動物を外見や由来の違い

によって差別し、誤解してきた歴史が深く埋め込まれているからだ。人類の最初の祖先が人類に最も近縁なチンパンジーとの共通祖先から分岐したのは七〇〇万年前で、以後二〇種類を超える人類が登場しては消えていった。いったいどの人類から「人間」と呼ぶのだろうか。そこには「進化」と「文化」という概念が深くかかわっている。

アフリカで古い人骨の発掘をしていた先史人類学者のルイス・リーキーは、二〇〇万年前に人類の脳容量がゴリラの脳（約五〇〇cc）を超え、親指がほかの指と対向して器用になったと思われる化石にホモという属名を付けてホモ・ハビリス（器用なヒトの意）と呼んだ。以後、人類の脳は増大し続けて四〇万年前のホモ・ハイデルベルゲンシスで現代人並みの一四〇〇ccに達する。その後には現れたネアンデルタール人は現代人より少し大きめの脳を持っていた。ただ、ネアンデルタール人は装飾品や絵画、彫刻などの芸術作品をほとんどもたず、四〜五万年前にアフリカからユーラシアに進出して明らかな文化を持つ現代人だけを「人間」と呼ぼうという意見が根強い。しかし、ネアンデルタール人の特徴も現代人の変異に含まれ、彼らが服を着てニューヨークの

地下鉄に乗っていたら誰も気づかないという推測もある。あくまでこれらの違いは連続的で、明瞭な区別ができるものではないのだ。

問題は、これまでに人類の「進化」は地域によって異なるとする考え方である。一九世紀にチャールズ・ダーウィンが進化論を提唱してから、ヨーロッパに住む白人を進化の頂点にする人種と優生思想が登場した。これが帝国主義と植民地経営を推進したことは間違いない。二〇世紀後半になって、いかなる生物学的指標においても現代人に差異は認められないことが判明し、人種という概念は消滅した。しかし、未だに外見による差別はなくなり、最近の Black Lives Matter の運動が起きる原因になっている。

もう一つの問題は、出身地や由来によって差別する考え方である。生まれ育った文化により人間の持つ性格や行動は大きく左右される。だから、未開の文化は文明の光を当てて高尚な倫理と道徳を学ばせる必要があると見なす。これも植民地主義の正当性を後押ししたので大きな反発を呼び、それぞれの文化の内容を外の価値基準で評価するべきではないという「文化相対主義」が生まれた。この考えによって文化の優劣はつけられなくなっ

たものの、ジェンダーの不平等などについて世界の基準を主張できない状況が生まれている。世界の文化を研究している文化人類学者、社会人類学者たちは、それぞれの文化の中で周辺化されている人々や差別を受けている人々を熟知しているはずなのに、表立って意見を言えない現状にあるのだ。

差別と偏見をなくすために

人新世という時代を迎えて、私たちはこうした問題をどう解決すべきなのだろうか。残念ながら文化の壁は厚く高い。イギリスの人類学者ロビン・ダンバーが推測したように、私たちの脳サイズはたかだか一五〇人程度の仲間と信頼関係を築くようにできている。人類は共感力を強化させて、自己犠牲を払っても集団のために尽くすような感性を発達させたが、それはこの小さな集団内に限られており、外に向かってはむしろ敵意が向けられる。その敵意が言葉の登場によって増幅され、定住と所有が生まれて人々は仲間とそれ以外を差別して、自分たちの利益を守ろうとするようになった。この壁を崩すのは容易なことではない。

近年の通信情報革命はフェイクニュースやヘイト

ニユースを流して状況を悪化させている向きもあるが、賢く使えばこの閉塞状況を改善させることができる。私は思う。今は人々がグローバルな動きを強める第二のノマド（遊動）時代である。文化、民族、国の壁を越えて人々が交流する機会が増せば、違いを差別ではなく気づきにつなげることができるようになる。最近ではコロナ禍でも学術、音楽、スポーツなど多様な分野の交流によって友人づくりが始まっている。日本でも今の若者たちは昔ほど地縁・血縁・社縁にこだわらない。自分が好きな場所を選び、信頼できる仲間と複数の拠点を持って暮らしたいと考えている若者が多い。こういった世代がグローバルに交流できる場づくりをすることが必要なのではないだろうか。

第一のノマド時代は人類の進化史七〇〇万年の最後の一万年前まで続いた狩猟採集生活である。そこでは領土も所有もなく、自由と平等の精神が暮らしを作っていた。その時代に戻ろうというのではない。現在の通信情報機器の発達が生エアリングとコモンス（共有財）の拡大を通じて、その時代に似た状況をもたらすのではないかと予想しているのである。

地球温暖化による環境変動は、人間以外の自然との共

生に私たちの目を向けさせる。地球を人間の都合だけで大規模に改変すると自然は反逆するのである。人間もこの複雑に絡まり合った自然の一部なのだ。ゴリラを始めとする動物たちを人間のレベルに引き上げるのではなく、人間を自然のレベルにもどしてその関係や循環を考えることが必要だ。それも自然との交流機会を多く持つことによって改善する。私がゴリラに対する理解を深めたのも四〇年以上にわたる交流があったからである。

現在私が所長を務める総合地球環境学研究所では、人の力だけに頼って自然を抑え込むよりも、自然の多様な力を利用して環境問題を解決する方法を検討し実施してきた。合わせて、これまで蔑視あるいは等閑視されてきた地域文化、とくにグローバルサウスの国々の文化から生きる知恵を学ぶ手法を開発している。学術とアートの融合によってこれまで見えなかったものを可視化し、過去の経験を超えて未来を作ろうという動きが生まれつつある。詳しくはホームページ (<https://www.chikyuu.ac.jp/>) を見ていただきたいが、これらの地道な努力を通じて環境に関わる正義への関心が高まり、数々の人権問題の解決につながると期待している。

新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その五)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

先回取り上げた「LGBT理解増進法」について、国会で新たな動きがあった。二〇二三年六月二三日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行された。同法は、その目的を、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティ

の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」（第一条）と規定する。

しかし、同法の成立に際しては、各党で意見が対立した。立憲・共産・社民案（超党派議連案）は、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」と規定し、この法律案において「性自認」とは自己の属する性別についての認識に関する意識をいうとした。これに対して、自民・公明案は、「差別は許されない」を「不当な差別はあつてはならない」に修正し、また「性自認」を「性同一性」に修正するものであった。自民党の一部に、「自認の性で権利を認めれば、トイレや風呂で不安を感じる人が出るおそれがある」といった性自認の使用に反対する意見が出て、「性自認」か「性同一性」かで与野党の意見が対立した。

この対立に対して、妥協案を出したのが、維新・国民民主案で、「不当な差別はあつてはならない」は自民・公明案と同じだが、「性自認」と「性同一性」のいずれにも訳せる「ジェンダーアイデンティティ」に置き換える修正案を出し、採用された。「この法律において、『ジェンダーアイデンティティ』とは、自己の属する性別につ

いての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」(第二条第二項)と定義された。

また、注目されるのは、維新・国民民主党案では、先の自民党の一部の懸念を踏まえて、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとするよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする」(第一条)との留意事項が新設されたことである。性的マイノリティの理解増進を求める法律に、性的多数派であるシスジェンダーへの配慮を求める本条項には、かえって理解を阻害することにならないかとの懸念が当事者団体から示されている。

なお、毎日新聞の二〇二三年二月の世論調査では、性的マイノリティの人権が守られているとは思わない人は、六五%を占めていた。生きづらさを抱えている性的マイノリティの人々に保障すべきは「人権」である。LGBT理解増進法が、性的マイノリティの人々の個人としての尊厳・権利を認める役割に資するように、同法に基づく基本計画を策定し(第八条)、三年ごとの見直しの機会を活かし、LGBT理解増進法の内容を基本理念に沿って豊かにして行く必要がある。

LGBTの理解に関しては、世代間格差が大きいことが特徴である。広島修道大学の河口和也教授らの全国調査の結果(二〇一九年)(回答者数・二六三二人)によれば、近所の人が同性愛者であった場合、「嫌ではない」「どちらと言えば嫌ではない」の合計六九・六%(二〇一五年調査の一三・九ポイント増)で、「嫌だ」「どちらかといえば嫌だ」の合計二七・六%(二〇一五年調査の一・八%減)となっている。調査によれば、四代以下は約一割なのに対し、五〇代が約二割、六〇代が約四割、七〇代が約五割と、年齢が高くなるにつれ、LGBTに対する忌避感が強いことがわかる。

日本国憲法第一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定する。憲法上、すべての人は、かけがえない個人として尊重され等しく扱われる。マジョリティやマイノリティとしてではなく、平等に個人として人権が認められている。人権は、マジョリティの理解を待つまでもなく成立している概念である。言い換えると、性的少数者というマイノリティの権利は、マジョリティの多数の理解によって成立したり、成立しなかったりするものではない。このことを肝に銘ずる必要がある。

トランスジェンダー女性の トイレ使用をめぐる最高裁判決について



研究センター
プロジェクトチーム4リーダー
中京大学教養教育研究院教授

風間 孝

七月一日、最高裁は東京高裁判決を破棄して、上告したトランスジェンダー女性（以後、X）の訴えを認める判決を下した。この判決は、裁判官全員が一致したものの補足意見を全員が記した点でも注目された。本稿では本判決の概要と意義を述べたい。

裁判に至る経緯

Xは一九九八年頃から女性ホルモン投与を受けるようになり、翌年頃には性同一性障害の診断を受けた。二〇〇九年には経産省の担当職員に対して女性の服装での勤務や女性用トイレの使用について要望を伝えている。翌年、Xが執務する職場の同僚に向けて性同一性障害についての説明会が開かれた。経産省は、以後女性

用の更衣室や休憩室の使用を認めたが、女性用トイレについては説明会時に違和感を持っていると思われる女性が三人ほどいたことから、執務階から二階以上離れた女性用トイレの使用を求めた。二〇一三年、Xは人事院に女性用トイレを自由に使用できるように行政措置を要求したが認められず、その取消を求めて二〇一五年に裁判に訴えた。

裁判所の判断

第一審判決は、人事院の判定を違法とし、「自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として」保護されると述べる。そしてトイレが生理的作用により日常的に必ず使用しなければならぬ施設であることから、自認する性別に対応するトイレを使用することの制限は「法的利益の制約に当たる」と指摘した。違法と判断した理由として判決は、①女性用トイレが他の利用者に性器等を露出する事態を生じさせにくい構造であること、②二〇一〇年以降、Xが女性用トイレを使用していること、③多目的トイレが障害者や高齢者の利用を想定していること等を挙げた。

第二審判決は第一審判決を覆し、人事院の判定を適法とした。判決は、性自認に基づいた性別で社会生活を送ることを「保護された法益」とすることに疑問を呈した

うえで、戸籍上の性別が「法制の根幹をなす」との認識に立ち、Xは性別適合手術を受けておらず、経産省の処遇によりXの労働環境が特段変化していないことから、トイレに係る処遇は著しく不合理とはいえないと述べたのである。

最高裁判決は、再び人事院の判定を違法とした。最高裁は、①人事院の判定時にはXが女性用トイレを使用してもトラブルを想定し難く、これまでの使用でも生じていないこと、②説明会では数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたとしても、明確に異議を唱える職員はいなかったこと、等を理由として挙げた。

最高裁判決の意義

以下では最高裁判決がどのような意義を持つか私見を述べる。

1) 性自認に即して社会生活を送ることは重要な法的利益であることを明確にしたこと。性自認に基づいた性別で社会生活を送ることを保護された法益とすることに懐疑的であった高裁判決を覆し、最高裁判決は裁判官の補足意見に記されたようにトランスジェンダーが性自認に基づいて社会生活を送る利益は重要な法的利益であると位置付けた。この捉え方は、学校、職場、地域等におけるトランスジェンダーへの対応の根本になって

いくと考えられる。

2) トランスジェンダーの職場環境を整備するに当たっては性的マイノリティと他の人々との間の利害調整は客観的かつ具体的に行う必要があること。補足意見の中で渡辺裁判官は、性的マイノリティに対する誤解や偏見がいまだ払拭できていない現状下でも、女性職員とXの利害調整を「感覚的・抽象的に行うことが許されるべきではなく、客観的かつ具体的」に行うことが必要であると述べている。性的マイノリティに制約を課すに当たっては、性的マイノリティの利益が本当に侵害されるおそれがあったのか、具体的・客観的な検討が求められているといえよう。

3) トランスジェンダーへの違和感を前提とすることなく、職場環境の整備が求められていること。宇賀裁判官は補足意見で、女性職員が違和感・羞恥心を抱いたとしても、それがトランスジェンダーへの不十分な理解に基づく可能性を指摘し、研修を実施することでそれは相当程度払拭できると指摘している。これを敷衍すれば、職場はトランスジェンダーへの違和感を前提とすることなくその払拭を行うこと、そして研修や啓発等をつうじた職場環境の整備が求められているといえよう。

裁判や人権問題を独自の視点で 報じる新興メディア 「弁護士ドットコムニュース」



弁護士ドットコムニュース前編集長

亀松 太郎

日本で最も影響力があるニュースサイト「ヤフーニュース」。新聞やテレビ、雑誌など様々なメディアが記事を配信している。その一つに「弁護士ドットコムニュース」がある。裁判や人権に関するニュースで、その名を見たことがある人もいるだろう。

私は二〇一三年から一六年まで、弁護士ドットコムニュースの編集長を務めた。その後は顧問として、このネットメディアの成長を見守ってきた。創刊一年の新興メディアだが、社会問題を独自の視点から伝える媒体として一定の存在感を示している。その編集方針や運営体制はどうなっているのだろうか。

◆ 法的問題に特化した新興ネットメディア

運営しているのは、東京・六本木に拠点を置く弁護士ドットコム株式会社。二〇〇五年に弁護士元築太一郎氏が創業し、二〇一四年に東証マザーズに上場したネット企業だ。弁護士と依頼者をつなげるマッチングサイト「弁護士ドットコム」を中核の事業として展開。最近では「クラウドサイン」という電子契約サービスも手がけている。

弁護士ドットコムニュースが創刊したのは二〇一二年。その目的は、法律問題に関するニュース記事を多くの人に読んでもらい、「弁護士ドットコム」という名前を知ってもらうことにあった。つまり、サービスの認知度アップのためにメディアを立ち上げたのだ。

近年、新聞社や出版社ではない一般企業がネットで自らメディアを運営して、情報を発信する例が増えていく。これらを「オウンドメディア」と呼ぶ。弁護士ドットコムニュースもその一つである。

創刊当初は「法的トラブルの解説」に特化したメディアだった。芸能人の不倫や労働者のパワハラ、ネットの誹謗中傷などの法的トラブルについて、弁護士がわかりやすく解説する記事を制作して、ヤフーニュースなどに配信した。

当時はこのようなメディアが珍しかったこともあり、ヤフーのトップで頻繁に取り上げられ、順調にページビューを伸ばした。

だが、成功パターンはすぐマネされる。似たような記

事を配信するネットメディアが現れ、さらには新聞社なども、弁護士や法学者の解説に重点を置いた記事をネットに配信するようになった。

そこで、独自性を強化するために、裁判関連の記者会見を詳しく報道したり、事件の当事者や弁護士にインタビューしたりした取材記事に力を入れた。

そんな努力が実って、弁護士ドットコムニュースは多くの人に知られる存在となった。「裁判関係の記事は、大手新聞社の記事より、弁護士ドットコムの方が読んでいてしっくりくる」。そう指摘する弁護士もいる。

◆ 弁護士ネットワークを生かした独自報道

弁護士ドットコムニュースが配信している記事は一箇月に約一〇〇本。一日あたり三、四本だから、大手メディアに比べるとかなり少ない。その代わり、独自性の強い記事を厳選して配信している。

現在の編集部員は一〇人。そのうち六人が新聞記者出身である。残りは新聞以外のメディア出身者が二人、法律系の素養を持った者が二人という陣容だ。かつて編集長を務めた私や現在の編集長の新志有裕氏は、いずれも新聞社の出身。既存メディアでの経験を裁判や弁護士の取材に生かしつつ、新しい報道の形を模索している。

そんな弁護士ドットコムニュースの最大の強みは、広範な弁護士ネットワークを生かした独自性のある記事だ。弁護士ドットコムに登録している約二万人の弁護士

に取材したり、アンケートを実施したりして、大手マスメディアよりも「深い記事」を制作するのだ。

もう一つの特徴として、新聞社や出版社で報道に携わった経験を持つ記者や編集者がいるので、そのスキルを生かして社会問題取材し、ネットメディアならではの手法で報じている。

二〇二二年には、社会的に注目された「宗教二世」の問題を積極的に取材・報道。その実績が評価され、スマートニュースアワードの「ベストパートナー賞 社会部門」を受賞した。

今後はどこに向かっていくのか。新志編集長はこう話している。

「弁護士業界には『二割司法』という言葉があります。国民の二割しか司法サービスを受けられず、残りの八割は泣き寝入りしている状態を指す言葉です。弁護士ドットコムニュースは、様々なトラブルの法的な側面をわかりやすく報じることで、『泣き寝入りしなくていいんだよ』というメッセージを伝えていきたいと考えています」



京都の地域史料と 「個人所有古文書」調査・保存の 意義と課題



研究センター研究員
京都市歴史資料館歴史調査員

秋元 せき

○ 個人宅に伝来した文化財としての古文書の意義

今年の夏、京都市歴史資料館において、特別展「祇園祭と町の風景―館藏品をひもとけば―」（会期二〇二三年六月一日〜九月一七日）が開催された。同館が収集してきた京都の歴史に関わる様々な資料の中から、祇園祭に関する資料や、それをささえてきた京都のまちの人々が遺した資料を展示したものである。

本展示の目玉の一つとして、京都の旧家に伝来し、現在は京都市歴史資料館の所蔵となっている文書群として「荻野家文書」が改めて注目された。荻野家は、江戸時代の京都で四座雑色と称された、五十嵐・荻野・松尾・松村の四家の一つであった。

江戸時代における京都の雑色は、祇園会に関わる重要な役割をもち、祇園会の山鉾巡行の圖取りと警固、地ノ

口米の徴収なども行った。また、雑色は、洛外町統と周辺の山城国の村々（洛中町組を除く山城国中）の触頭に任じられ、牢屋敷支配、洛中・洛外の訴訟の進達、法廷・刑場での立ち会い、検視など、その任務は行政・司法・警察の業務に関わって多岐にわたった。勸進能・芝居・角力など興業場の取締りや、「河原者」の支配もその一つであった。

「荻野家文書」は、この子孫の荻野家に伝来した文書群で、京都市歴史資料館に寄贈されたものである。この文書群は、多岐にわたる雑色の職掌に関わる貴重な記録を含む重要な資料といえる。

○ 今村家文書の例―共同研究から保存へ向けて

幕藩制下の京都支配に関する史料は、幕末・維新期の戦災や明治維新後の紆余曲折を経て、すでに失われてしまったものも多いが、「荻野家文書」は同家において保管され、散逸を回避できたものと考えられる。

このように、個人宅に保管されることによって今日まで伝存し、後年にその文化財的価値が再評価されるに至った例も多い。京都市東山区本町通り（伏見街道）に所在する、今村家の古文書もその一つである。今村家は、江戸時代に大仏柳原庄（鴨川を挟む五条通りから九条通りまで）の庄屋をつとめた旧家で、戦国期から近代に至る古文書が伝来し、三好長慶や松永久秀と関係があった今村慶満に関わる文書や、江戸時代に柳原庄の庄屋をつ

とめた今村忠右衛門の關係文書をはじめ、現在の崇仁地区を構成する地域の古文書や絵図類も大切に保管されていた。

同家の古文書は門外不出とされてきたが、一九九八年から有志による今村家文書研究会が組織され、被差別部落に関わる古文書の取り扱いをどのように考え、共有していくのか、また、古文書の整理・撮影、目録作成・翻刻、内容の研究が進められた。この成果は、『今村家文書史料集』上・下（二〇一五年一二月）としてまとめられ、これにより、地域の実像を伝える重要な資料が利用できるようになった意義は大きい。

その後、筆者らは、鴨川・高瀬川地域の歴史遺産継承活用委員会を組織し、文化庁助成（文化遺産を活かした地域活性化事業）を得て、連続歴史講座や特別展「鴨川・高瀬川流域の人と暮らして―今村家文書の世界―」を開催した。この講座の詳細は、『連続歴史講座「東山区今村家の歴史遺産」の記録』、『京都市歴史資料館紀要』二十八号として刊行できた。

そして現在は、世界人権問題研究センターの部門研究・プロジェクトチーム二（共に生きる地域研究の可能性）において、「今村家文書」の共同研究が進められている。この間、同家の古い障子から江戸時代中後期の古文書が新たに確認されたことを始め、調査・研究は様々な発展の可能性をもって継続中である。

○ 京都市内個人所有古文書調査の可能性

京都市内には、寺院・神社や財団など法人所有のものや、国・公的機関の所有のものもとより、個人所有になる古文書等が数多く存在する。こうした古文書をはじめとする地域の文化財は、それぞれの家々や町内の努力によって大切に伝えられてきた。しかしながら、加速する少子高齢化や地域コミュニティの変容などを背景に、もはや個人や各町内の熱意と努力だけでは、永続的で安定的な所有・保管が困難になってきている。

こうした危機感の共有のもとで、京都市内の個人所有の古文書を散失の危機から救うべく、調査事業を計画・立案し、平成三十一年度から令和四年度にかけて、文化庁による指導・助言のもと、国庫補助事業「地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業」として、京都市歴史資料館及び京都市古文書調査会が取り組むこととなった。その成果は、『京都市内個人所有調査報告書』Ⅰ・Ⅱとして刊行できた。その一方で、新たに、個人の方や町・自治会などから、古くから保管されてきた古文書等の文化財の保存をどうすればよいのか、切実な相談が増えているのが実状である。

京都市内に所在する古文書の調査は、個人宅に伝来した文化財として古文書を次世代にどのように継承できるのか、さらに長期的な視点をもって、考えるべき時期にきているのではないか。

「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針」について



研究センター研究員
大阪大学名誉教授

村上 正直

【対応方針とその意味】二〇二三年八月、法相は、日本に滞在する法律上の資格（在留資格）がない子どもたちのうち、一定条件を満たす場合、その両親を含め一家全体に日本での在留の継続を認める方針を明らかにしました。ここでは、この措置について主な問題点をあげます。私の判断基準は、主に、日本が当事国である市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）などの国際人権条約です。なお、私は、このテーマについてすでに取り上げていますので、関心のある方は、最後における関連文献を参考にしてください。

最初に言葉の説明をしておきます。国に滞在する外国人は、一定の理由があれば、その国から退去を強制すること（追放）ができます。日本には「出入国管理及び難民認定法（入管法）」があり、そのなかで退去強制事由（追放理由）が定められています。ただ、退去強制事由に該当する者でも、滞在の継続を認めるべき事情（人道的理

由など）があれば、在留特別許可（在特）が認められる場合があります。また「送還忌避者」とは、退去強制令書（追放命令書）の発出後、自らの意思で日本からの退去を拒んでいる者をいい、今回の措置は、そのうち一定の条件を満たす者に在特を付与するものです。およそ一四〇名程度の子どものみに在特が付与される見込みです（読売八月四日朝刊・夕刊）。数は多くはないものの、諸外国で行われる一斉・一律合法化（アムネスティー）の一種であり、日本の入管行政では稀な措置です。その対象となる子どもと家族には朗報であり、この点で歓迎するべきものです。

【今回の措置の理由】法相の記者会見によれば、その理由は次のようです。①日本で生まれ、教育を受けてきた子どもは、日本との密着度が強く、在留継続が望ましい、②子どものみで在留を認め、親に認めないと、子どもの生活が困難になるから、両親も含めた家族全体の在留継続が望ましい、③しかし、親に重大な違法行為がある場合（例えば、①不法入国、②偽装結婚、③薬物事犯、④懲役一年超の実刑、⑤複数の前科）には、適正な入管行政の観点から残留を認めることは難しい、④従って、子どもを含め一家全員を追放の対象とせざるを得ない、⑤二〇二三年六月の入管法改正法成立により今後は、被送還者のより迅速な送還が可能となり、無資格の在留が長期化する子どもの数の抑制が可能となるが、現行法で迅速な送還ができず在留が長期化したことを考慮し、一回限りの措置として今回の措置をとることとした。

今回の措置の条件のいくつかは公平性などの観点から問題となり得ます。また、将来的に従来の入管政策を

改めるべき点もあると思います。次に、それをみていきます。

【**日本での出生**】かなり問題がある条件は、日本生まれの子どもを対象としていることです。その理由は子どもは日本社会への定着度ですが、その点では幼少時に来日した子どもと差はありません。また、幼い子どもを連れて来日し、その後日本で子どもが出生した場合、その子は対象となりますが、先に生まれた子どもは対象になりません。せっかく家族の一体性を確保しようとしたのに、これを破壊させかねません。この線引きは問題です。

【**子どもの独立性・主体性**】措置の根幹は子どもとその養育であり、そのために家族全体の在留継続を認めることになりました。家族の一体性は重要な原則ですが、他方、他の重要な原則の適用で問題が生じます。親に違法状態がある場合、従来同様、子どもを含めて一家全体に退去を求められます。問題が二つあります。第一に、子どもは親の附属物ではありません。子どもに一個人格として権利を認めるのが、例えば子どもの権利条約の基本的な考え方です。従って、親の違法行為が法的に子どもに影響を及ぼすことはありません。第二に、子どもの利益はそれ自体として評価されるべきで、親は退去強制の対象となるものの、子どもには在留を認めることはあり得ますし、子どもの権利・利益の観点からは、ひとまじり、そのように判断するのが本筋だろうと思います。子どもの生活が困難となることはあり得ますが、親に同行するか、日本に残留するかは、その子どもと家族の判断によるべきだと思います。なお、法相は、記者会見で、親が帰国をすれば子どもに在特を与えるような運用は

行っていないと述べていますが、少なくとも又は結果的にそのようにみえる事案は複数あります。

【**日本における公教育**】日本の小中高校で教育を受けていることが条件とされています。他方、退去強制を怖れて公教育を受けてこなかった子どもも存在します。少なくとも、小学校に通っていないかった子どもの例がありません。その子を一二歳時点で考えると救済の対象とはなりません。日本で公教育を受けていることが、どこまで厳格な条件であるのか不明確です。

【**一回限りの例外的措置**】最大の問題点は、この措置が今回限りの措置とされていることです。子どもに在留を認め、他方で、長期の不法滞在を行った両親の在留の継続をも認めることは、自由権規約上の義務であり、自由権規約の履行監視役の規約人権委員会は、そのように判断しています。つまり、この問題は、条約上の義務として原則的に対処しなければならぬもので、一回限りの措置ではあり得ません。

【**今後の課題**】一斉・一律合法化ですから、どこかで線引が必要だという事情はわかります。また、法相が述べていたように、状況が類似するような場合、従来同様、個別具体的に諸事情を考慮して在特を認めるかどうかの判断を行うことになると思います。先にあげた問題点について、前向きな対応が期待されます。

【**参考文献**】「高校生に対する退去強制」グローバル八九号（二〇一七年）、「外国人の追放と子どもの最善利益原則」（二〇二一年度人権大学講座、二〇二一年一月二〇日）

日本の宗教と性的マイノリティ



研究センター 専任研究員

堀江 有里

「日本の国は憲法で政教分離も定められているし、特定の宗教をもたない。また日本に住む人たちの圧倒的多数は無宗教である」——そう認識されることが少なくはない。しかし、本当にそうだろうか。

性的マイノリティの人権と関連して、日本的な宗教のあり方が問題化されてきた。たとえば、安倍晋三元首相が昨年七月に射殺された後、旧統一協会（現・世界平和統一家庭連合）と自民党を中心として議員たちが強い絆を持ってきたことがようやく広く報道されることとなった。一九八〇年代から強引な勧誘、洗脳活動や監禁、さらに靈感商法など、多大な被害をもたらしていた宗教団体である。しかし、この状況は氷山の一角に過ぎず、

一時期クローズアップされることで他の宗教の問題が後景化してしまっているともいえる。具体的には、旧統一協会と同様、行政の同性パートナーシップ認定制度や、民法改正による婚姻平等に反対してきた神道政治連盟（神政連）の動きをあげることができるだろう。

昨年六月には神政連国会議員懇談会で「夫婦別姓・同性婚・パートナーシップ・LGBT——家族と社会に関わる諸問題」という冊子が配布された。配布された冊子に収録された講演録はキリスト教の牧師でもある楊尚眞（ヨウシマキ、弘前学院大学教員、当時）のものである。性的マイノリティに対する差別を助長するつもりはないとの前置きからはじまるものの、無理解と誹謗中傷が展開される内容で、科学的・医学的にも根拠を欠いた問題を多く含んでいた。同性愛は性的指向のひとつであり、もはや「治療」の対象ではないと世界保健機関なども定める。にもかかわらず、講演録には「回復治療」という言葉が登場する。一般的には「転向治療（コンバージョン・セラピー）」と呼ばれるもので、同性愛を異性愛へと「矯正」することを目的とした心理的な介入行為である。精神的・心理的に対象者にトラウマを引き起こすなど多くの負担を強いるため、米国でも約半数の州が未成年を対象とした「転向療法」を禁止している。

なぜ、神政連はキリスト教の牧師を呼んで講演会を実施したのか。神道には系統だった教義があるわけではなく、夫婦という異性間の結びつきを強調する（「家族主義」の基盤を補強するためには他の宗教の知見を借りる）とがメリットともなったと言える。とはいえ、キリスト教においては同性愛を「罪」と定めるのは一部の人びとの解釈に過ぎない。そもそもキリスト教が指針としている聖書という書物は、古代ユダヤの時代に書かれ、背景も現代社会と大きく異なることは強調しておかなければならないだろう。

さて、神政連は一九六九年に設立された全国の神社を統括する神社本庁の関係団体である。公式サイトでは団体の目的を「国民の生活や社会の重要な基盤となる家族の絆を大切にできる社会の実現」と「子供たちが未来に希望を持つことのできる教育の実現」であると表明している。その社会や教育を「万世一系の皇統と悠久なる歴史を持つ皇室と日本の伝統文化を尊重」しつつ、「靖國神社に祀られる英霊に対する国家儀礼の確立」という文脈のなかで実現しようとする。そのため、「家族」を基盤とした社会づくりや、そのためのメディアとしての教育をとらえようとしている。第一次安倍政権発足以降、閣僚のほとんどは神政連に所属してきた。神政連と政権

の結びつきによって具体化されてきた流れのひとつに憲法「改正」への取り組みもある。二〇一二年に公表された「自民党憲法改正草案」は、日本国を「国民統合の象徴である天皇を頂く国家」（前文）として位置づけ、第二四条には「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」という文言が付加されている。ここで示されているのは「家族」の相互扶助義務であると多くの人たちによって指摘されてもきた。

旧統一協会の社会問題化に注目が集まり、そして急速に減退しているなか、他の「宗教右派」の問題が不可視化されるといふ現象が起こっていることは危惧すべきことでもあるだろう。神政連も同性愛主義を中心とした家族規範を強化し、性的マイノリティのあり方を批判してきたのだから。

LGBT法連合会が二〇二二年に開催したシンポジウムでは宗教に関する分科会が設けられた。記録集として加筆された『SOGIをめぐる法整備はいま——LGBTが直面する法的な現状と課題』（かもがわ出版）が刊行されているのでご参照いただきたい。

ソフトローとしての 「ビジネスと人権」



研究センター
プロジェクトチーム5リーダー
九州大学名誉教授

吾郷 眞一

本センター・プロジェクトチーム5は、その設置趣旨（グローブ一〇六号）にあるように、「ビジネスと人権」という切り口が歴史的にいかに展開し、今日いかにして人々や企業の行為規範となつて来ているのかを研究中である。この課題は、対象が絶えず変動（進化）するため、私達プロジェクトメンバーにとつてきわめて挑戦的であり、「歩きながら考える」方式で研究を進めている。

一. しばしば尋ねられる疑問点

その「歩きながら」の一環で、プロジェクトチームは、いろいろな場で今の段階で言えることを発表してきているが、公開セミナーなどが出る質問から、逆に私達研

究者に重要な指針が与えられることが多い。その質問の一つが、なぜ「ビジネスと人権」で言われている要請に従わなければならないのか、という企業当事者の切実な問であり、もう一つが「人権デューデリジエンス」の具体的中身は何か、という問である。後者は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」自体もそれを予測している。原則本文のなかに、各命題に応じた解説を加えている。それどころか、指導原則が採択された同じ年に、事務局が「企業の人権尊重責任 - 解説 (interpretative guide)」というコメントリーすら発行するほど内容の抽象性が高い。そして、国連だけでなく、数多くの公的組織や民間団体による説明（「解釈」）がなされてきている。グローブにおいても、過去一年半の間、プロジェクトチームメンバーによる説明が、ほぼ毎回「研究報告」の形で行われてきた。一・二号の私のエキスパートコメントもその一つ。

ということ、到底この短い文章で対応できないため、今回は、そもそもなぜ「ビジネスと人権」を尊重しなくてはならないのかという最初の問に限って、簡単な回答を試みる。

二. 「ビジネスと人権」といわれるもの

たとえば「企業の社会的責任」とか「持続可能な開発

目標」という単語は、いずれも名詞で、それだけで完結性を持っているが、「ビジネスと人権」は、名詞を二つ並べただけであって、法的文書の表題としてはあまりしっくりこない。あえて言うならば「企業活動の人権遵守責任」とされてしかるべきものだったのだろう。しかし、二〇一九年の国連人権理事会で、この言葉が使われ、決議の表題（正式には「ビジネスと人権に関する指導原則・国連の『保護、尊重及び救済枠組』の実施」国連人権理事会決議 A/HRC/17/31）になって以来、企業の行動を規制しようとしてきた従来の様々な試みを、いわば統合する概念となった。そして決議は、この問題についての基本文書となり、「ビジネスと人権」で求められているものを実践するほとんどの企業が、その基本方針で国連の指導原則に依拠していることを表明している。

三、ソフトローとしての「ビジネスと人権」

しかし、そうは言っても国連総会の二機関の決議であり、所謂ソフトロー、法的拘束力がない文書であるから、実践を要求された企業としては、何をどこまでやればいいのか、むしろしつかりとした法（条約あるいは国内法）を制定してもらったほうが対応しやすい、という声が聞かれる。その通りではあるが、実定法になると都合が悪

い場合もある。指導原則を条約化しようという動きが、なかなか進まないことにもそれが表れているが、条約化すると、批准しなければ拘束力が出ず、しかも大企業の多くが集中する先進国が批准しないであろうことを考えると、条約化は必ずしも得策ではない。また、欧州各国で次々に制定され始めている指導原則対応法令も、内容に統一性がなく、指導原則実施に分断化現象がみられるようになる。

ソフトローもしつかりしたフォロワーアップがなされるならば、批准されない条約や分断化した諸国の国内法令よりも有効に働くことは、一九四八年の国連総会決議である世界人権宣言というソフトローを、人権委員会（現人権理事会）が大規模人権侵害の通報手続などでうまくフォロワーしていったことを嚆矢として、いくつかの成功例が示している。つい先日来日した指導原則に関する人権理事会の作業部会の働きが注目されたが、これはまさしくソフトローのフォロワーアップ過程とみることでできる。国連による、指導原則のさらなるフォロワーアップは、ソフトローの行為規範化に寄与するであろう。指導原則というソフトロー遵守は、企業の社会的責任なのである。

お知らせ

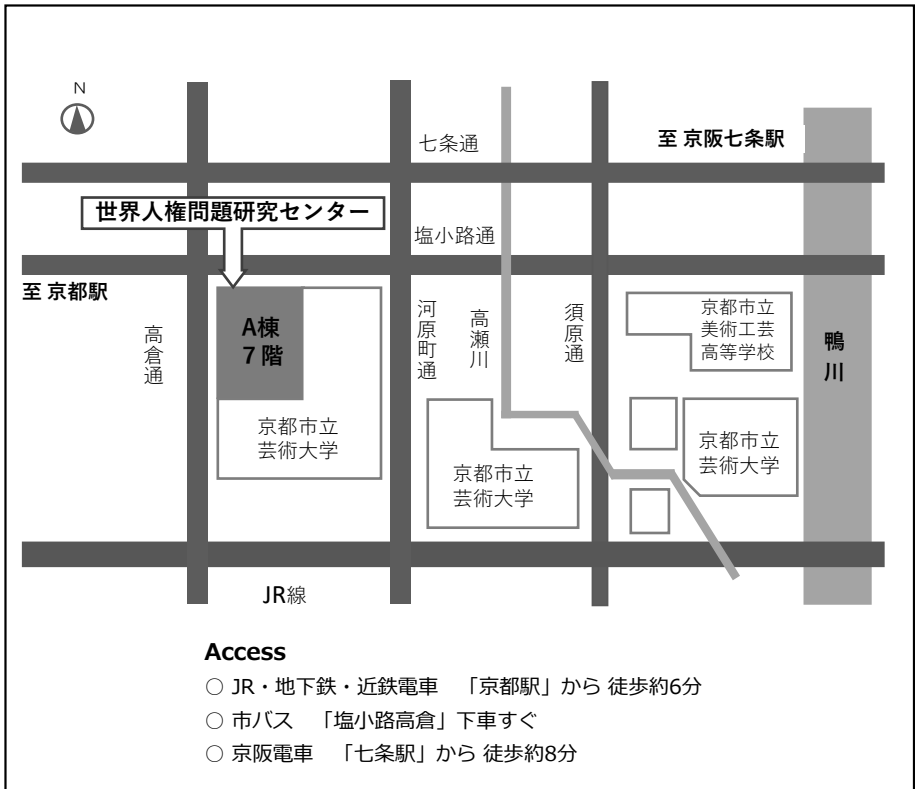
世界人権問題研究センターは、2023年10月に京都市立芸術大学の新キャンパスに移転しました。

閉室していた人権図書室も10月2日から、新施設でオープンしています。

利用者のみなさまには長期間、ご不便をおかけしましたが、新しくなった人権図書室をぜひ、ご利用ください。

人権図書室

開室日 平日（土曜日を除く）
開室時間 午前10時から午後5時まで
（正午から午後1時は閉室）



“地球環境問題の根源は人間文化の問題にある”

総合地球環境学研究所（地球研）は、2001年に京都府京都市に創設された国立の研究所です。私たちは、地球環境問題を「人間（Humanity）」と「自然（Nature）」の関係はどうあるべきか、という広い意味での人間文化の問題として、根本からとらえ



直そうとしています。私たちの今の生活が持続すること（持続可能性）以上に、未来の人々もよりよく生存しつづけていける可能性（未来可能性）を模索していきます。

地球研は、地球環境問題を人類共通の課題と認識し、さまざまな学問分野の基礎をもとに研究に取り組んでいます。そのなかで、従来とは少し異なった視点から課題にアプローチしています。

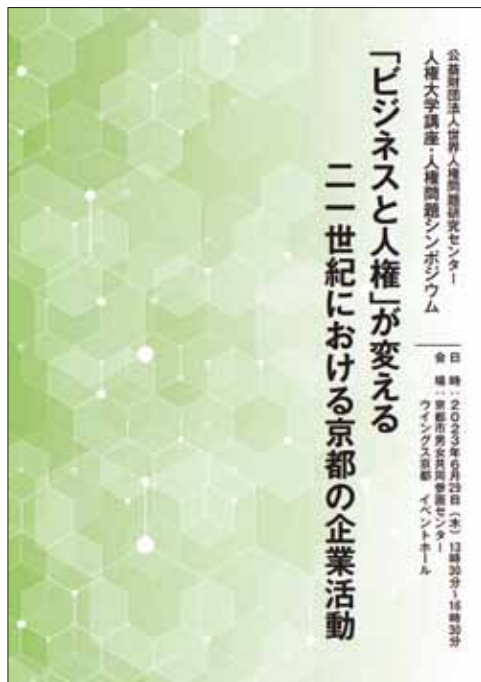
私たちは、それぞれ個別の学問分野が研究を重ねても、それだけでは地球環境問題の本質に迫れないのではないかと、必要なのは部分的な理解ではなく、人と自然が相互に作用して形作る関係性（相互作用環）を全体として理解できることが重要ではないかと考えました。

これを実現するために、人文学・社会科学・自然科学の文理融合による学際研究に加え、社会と連携して問題解決をめざす超学際的アプローチを含めて、総合知としての「総合地球環境学」を推進しています。



Research Institute for
Humanity and Nature
大学共同利用機関法人 総合地球環境学研究所
人間文化研究機構

〒603-8047 京都府京都市北区上賀茂本山 457 番地 4
Tel. 075-707-2100 E-mail. kikaku@chikyu.ac.jp
<https://www.chikyu.ac.jp/>



シンポジウム講演録
頒価 100円

報 告 「ビジネスと人権」その考え方の背景と経緯

パネリスト 吾郷 眞一 九州大学名誉教授

企業の具体的取り組み事例

井上 良子 (公財) 世界人権問題研究センター専任研究員

企業における「人権デュー・ディリジェンス」の実践

定金 史朗 DT弁護士法人弁護士

コーディネーター 三輪 敦子 (一財) アジア・太平洋人権情報センター所長

◎お問い合わせ、お申込み



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町 57 番地 1 京都市立芸術大学 内 A 棟 7 階
TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898

[URL] <https://khrii.or.jp> [E-MAIL] jinken@khrii.or.jp